



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

* 訪問介護 *

訪問看護ステーションの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、入浴や排せつの介助、床ずれの手当などを行います。

- 血圧や脈拍など病状のチェック
- 食事や入浴、排せつの介助
- 床ずれの予防や処置
- 機能訓練
- ターミナルケア（終末期医療）
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置 など



■ サービス費用のめやす

内 容	サービス費用	自己負担	
訪問看護ステーションから	30分未満	4,250円	425円
	30分以上1時間未満	8,300円	830円
	1時間以上1時間半未満	11,980円	1,198円
病院または診療所から	30分未満	3,430円	343円
	30分以上1時間未満	5,500円	550円
	1時間以上1時間半未満	8,450円	845円

※ 早朝・夜間サービスは25%加算、深夜サービスは50%加算。ほかに、緊急時訪問、特別な管理を必要とする場合も加算

* 居宅療養管理指導 *

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

- 医師による療養上の管理や指導
- 家族に対する看護方法の指導
- 歯科医師による管理や指導
- 薬剤師による服薬の管理や指導 など



◆◆◆ 医療保険からのサービスは利用できません ◆◆◆

介護サービスの居宅療養管理指導を利用する利用者は、医療保険からの同様のサービス（訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など）は受けられません。ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は、保険給付が受けられます。

■ サービス費用のめやす

内 容	利用限度回数	サービス費用	自己負担
医師または歯科医師が行なう場合	1月に2回	5,000円	500円
医療機関の薬剤師が行なう場合	1月に2回	5,500円	550円
薬局の薬剤師が行なう場合	1月に4回	5,000円 2回目以降は3,000円	500円 2回目以降は300円
管理栄養士が行なう場合	1月に2回	5,300円	530円
歯科衛生士等が行なう場合	1月に4回	5,500円 2回目以降は3,000円	550円 2回目以降は300円

＜お問い合わせ先＞ 大崎町役場 高齢者対策課 TEL 76 - 1111 (内線 131)